

後期推進方針

総論

第1章 推進方針の意義と位置付け

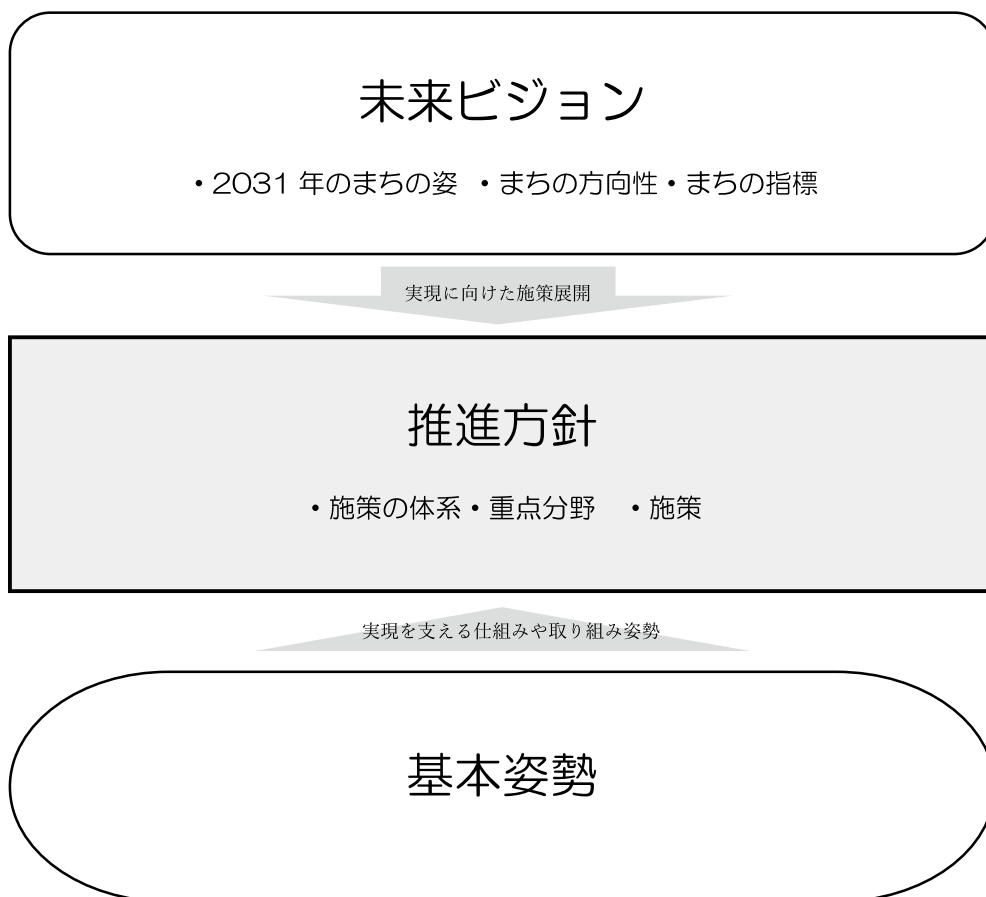
1 策定の趣旨

推進方針は、未来ビジョンで設定した「2031年のまちの姿」と「まちの方向性」の実現に向けて、重点的に推進する分野を明らかにするとともに、各分野で取り組む施策の方向性を体系的に示すものです。

2 目標年度

後期推進方針の目標年度は、2031年度（令和13年度）とします。

< 推進方針の位置付け >



第2章 施策の体系

本市は、市民とともに描いた「2031年のまちの姿」とその実現に向けた4つの「まちの方向性」、それを実現するための基本姿勢を踏まえて、施策を推進していきます。

また、4つの「まちの方向性」及びそれを実現するための基本姿勢のそれぞれに対応する施策体系を章として示します。

1 「まちの方向性」に対応する施策体系

(1) 各論第1章 ひとづくり（子育て、教育、人権、男女共同）

まちの方向性「誰もが子育てに関わり多様な生き方を認めあうまち」

このまちの方向性には、まちの未来を担う子どもの成長に地域全体で関わり、また人々の多様性を尊重しようという思いが込められています。そのため、子育てや教育、人権など人の成長に関わる施策を「ひとづくり」として示しています。

(2) 各論第2章 しごとづくり（観光、産業・労働）

まちの方向性「地域の特性をいかした様々な働き方にチャレンジできるまち」

このまちの方向性には、地域ごとの様々な特性に目を向け、それらを生かした魅力的な仕事をつくることや、自分の希望する働き方を柔軟に選択できることが望ましいという思いが込められています。そのため、産業や労働などの経済活動に関わる施策を「しごとづくり」として示しています。

(3) 各論第3章 暮らしづくり（福祉、健康、地域活動、いきがい、文化）

まちの方向性「誰かのやりたいことが他の誰かのやってほしいことになる機会をみんなで作っていけるまち」

このまちの方向性には、人とのつながりを通じてまちへの愛着や誇り、生きがいが醸成されることや、各々の行動が人を支え、それが暮らしの充実につながることを期待するという思いが込められています。そのため、福祉、地域での活動、生きがいなど、市民の日々の生活に関わる施策を「暮らしづくり」として示しています。

(4) 各論第4章 まちづくり（安全・安心、環境・衛生、都市基盤）

まちの方向性「命と生活を守るために自分たちで考え行動できるまち」

このまちの方向性には、安心して安全に暮らすために、まず自らができることを実践するとともに、様々な主体の知恵や力を合わせる大切であるという思いが込められています。そのため、安全安心、環境、都市基盤など、まちをつくっていくための施策を「まちづくり」として示しています。

2 「基本姿勢」に対応する施策体系

(1) 各論第5章 しきみづくり（協働、行財政運営）

基本姿勢「互いのつながりを大切にし今と未来をともにつくり出せるまち」

基本姿勢は、4つのまちの方向性の実現に向けて、市民と行政の協働と健全な行財政運営によって市政を推進していくことを表したものです。そのため、行政の施策全体に関わり、それらを支えていくための施策を「しきみづくり」として示しています。

<施策展開の関係性>



第3章 重点分野

人口減少、少子高齢化が進行する中で、本市が都市として持続し、地域の活力を維持するため、また、未来ビジョンで掲げた4つのまちの方向性を実現していくため、市民アイデアアンケートや高校生ワークショップで寄せられた多くの意見を踏まえ、各分野で様々な取組を進めていきます。その中でも、以下に挙げる4つの分野を「重点分野」とし、5年間の計画期間において特に力を入れて取り組むこととします。

重点分野1：未来を育み、安心を紡ぐ（若者・子育て支援）

地域全体で支え育む社会の視点に立ち、加速する少子化と多様化する子育てニーズに対応するためには、出産前から子育て期に至る切れ目のない支援体制の構築を通じ、本市が子育て世代に選ばれるより魅力的な環境を整えるとともに、次代を担う若者が自らの可能性を信じ、自己実現を遂げられる社会を築いていくことが重要です。

そのため、子育て家庭が地域の中で孤立することなく、安心して子育てできるよう、身近な相談先や支援の場を充実させるとともに、医療や保育、教育などの関係機関が連携し、経済的負担の軽減や仕事との両立支援にも配慮した子育て世代を包括的に支援する体制を整えます。さらに、地域の実情に応じた子育て支援環境を充実させるとともに、社会全体で子どもたちを見守り育む体制を強化することで、困難な状況にある子どもを早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みを構築することで、誰もが安心して子育てできる地域づくりを進めます。

また、教育にあたっては、子ども一人ひとりの個性と可能性を最大限に引き出す多様な学びの場を確保し、学校に通うことが難しい子どもたちも含め、多様な学びの選択肢を尊重しながら、若者が主体的にまちづくりに関わり、自ら未来を切り拓く力を育む教育を推進します。加えて、学習環境の充実や子ども向け施設の整備など、子どもたちが安心して学び、遊び、育つことができる環境づくりを進めます。

重点分野2：活気を生み出す（経済活性化）

地域の魅力を生かした持続可能な観光・産業の振興と、多様な働き方への対応を通じて、地域経済の活力を高めることが求められています。

本市においても滞在時間の延長による観光消費拡大を図るため、日帰り型から滞在型への転換を進め、体験型コンテンツの充実に加え、地域資源を活用したにぎわいの創出など奈良ならではの歴史や文化に触れる機会を広げることで、観光消費の拡大と地域への経済波及効果を高めます。

また、地域経済の基盤をより強いものにするため、地域資源を生かした新規事業の創出やスタートアップ支援、人材育成と人材確保の強化により、持続可能な成長を支えています。若者や地域の挑戦を後押しする仕組みづくりや、デジタル分野を含む新たな事業の創出を支

える人材育成の取組を進めることで、地域企業の活性化と働く人のスキル向上を図ります。

さらに、地域内外の多様な主体との「共創」により地域課題の解決と新たな価値創出を図り、関係人口の拡大を通じて地域とのつながりを深める取組を推進し、若者や女性を含む誰もが働きたいと思える魅力的な就業機会を創出し、それぞれの力を発揮できる環境を整えることで、地域に根ざした雇用の創出と定着を促進します。

重点分野3：健やかな暮らしを育む（福祉・健康長寿）

「人生100年時代」を迎える中で、誰もが心もからだも元気に、自分らしく暮らし続けられるまちづくりが大切です。

本市では、生活習慣病や慢性疾患など、身近な健康課題への対策を進めながら、病気の予防や健康づくりへの意識を高める取組を広げています。若い世代から健康的な生活習慣を身につけられるよう、運動や食事など、日々の暮らしの中で自然に健康を意識できる環境づくりを進めます。あわせて、地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者や障害のある方を含め、世代を超えた支え合いと交流を進めます。

また、趣味や学び、歴史や文化への親しみ、地域活動への参加を通じて、人と人とのつながりを感じながら、心も豊かに過ごせる文化的な機会を広げていき、地域資源も有効に活用しながら、高齢者から若者までが集える身近な居場所づくりを支援します。これにより、多世代が互いに支え合える機運を醸成するとともに、障害や介護の有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政だけでなく地域の多様な主体が連携・協働する重層的な支え合いや多文化交流の仕組みを整え、市民の孤立を防ぐとともに、生活の質（QOL）の向上と健康寿命の延伸を目指します。

重点分野4：安全を守る（防災・減災・都市基盤）

東日本大震災以降も、各地で大規模な災害が相次いで発生しており、能登半島地震でも多くの方が被災されるなど、災害はいつ、どこで起きても不思議ではないという現実を突きつけられています。

本市においても、南海トラフ地震や奈良盆地東縁断層帯地震、これらに伴う都市火災など、甚大な被害が想定される災害への備えは、引き続き重要な課題です。そのため、広域的な防災拠点の整備をはじめ、災害時に高齢者や障害のある方、ペット同伴の避難者など、多様な状況にある市民が安心して過ごせる環境づくりを進めます。また、自助・共助・公助の考え方を大切にしながら、地域や関係機関との連携による防災訓練や啓発活動を通じて、市民の防災意識の向上と、日頃の備えを支える仕組みづくりに取り組んでいきます。また、避難所の充実や地域住民への周知活動、多文化共生を考慮した安全対策にも取り組みます。

あわせて、自然環境や奈良らしい景観との調和に配慮しながら、再生エネルギーの利用促進に向けた普及啓発を行うとともに、防犯インフラを強化することで、市民の安全・安心を確保し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます。

さらに、安全で快適な移動環境を整えるため、道路整備、自転車利用環境の改善に加え、高齢者や障害のある方など、移動に配慮が必要な人が安心して利用できるように公共施設・鉄道駅などのバリアフリー化を進めます。利便性の高い公共交通ネットワークの構築や、安全で通行しやすい歩行空間の整備を推進するとともに、生活基盤を支える重要施設の機能維持・向上と持続可能な整備の両立を推進します。

第4章 計画の実現に向けて

1 個別計画や事業との連携

本推進方針では、各分野における取組を進めるにあたっての施策の方向性を示し、さらに具体的な取組については、各分野で策定する個別計画や、毎年度の事業及び予算で示していきます。そのため、推進方針には施策ごとに関連する個別計画を記載しています。

2 数値目標の設定

推進方針において、各施策の進捗状況を数値によって確認するための「指標」を設定します。また、それぞれの指標には、推進方針の目標年度である2031年度（令和13年度）に達成すべき「目標値」を掲げます。

3 進行管理

計画全体の進捗状況の確認にあたっては、上記の指標の確認に加えて、「施策の方向性」における記載内容に沿った取組の実施状況の振り返りを行い、課題を抽出するとともに、社会経済情勢の変化や市民のニーズ等も含め、包括的な状況を踏まえた次年度以降の取組の方向性の整理を行います。この確認は毎年度行い、結果をまとめた資料を公表します。

また、毎年度の進捗状況の確認結果を踏まえて、必要に応じて取組の内容を見直すとともに、その内容を予算にも反映させる「PDCAサイクル」（「計画」(Plan) → 「実行」(Do) → 「評価」(Check) → 「見直し」(Act)) の考え方に基づいて推進します。

4 意識の共有

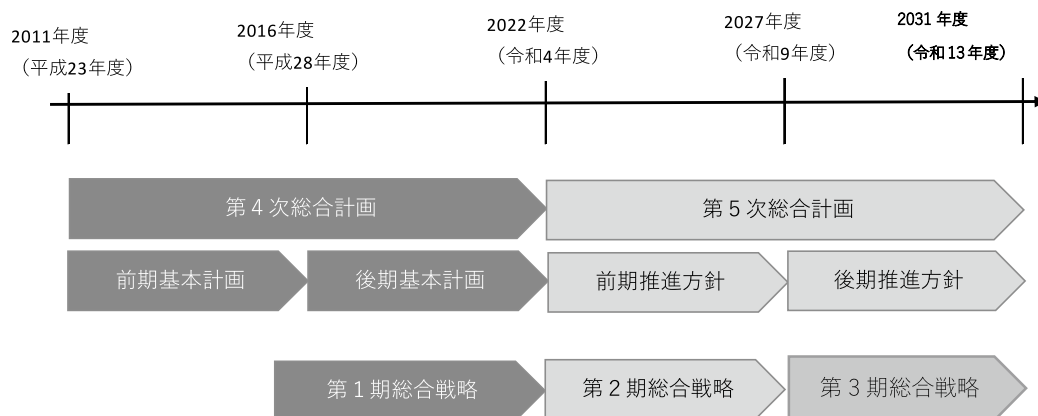
計画を推進するため、定期的な市民意識調査など、市の現状や取組を市民と共有し、それぞれの思い、考えを理解することで、次年度以降の施策の検討や次の計画の策定に生かしていきます。

また、市の主要な課題を職員が認識し、各々が担当する分野の施策が、当該分野の課題のみならず市全体の課題解決にもつながるよう、各職員が広い視野を持って取組を検討し推進していきます。複数の分野に関係する課題にも的確に対応できるよう、分野を横断した視点で連携しながら市政を進めていきます。

5 地方創生の取組との連携

人口減少・少子高齢化が進む中でも、人口減少の克服と、そこから見える新しい魅力を持った本市の持続可能な発展を確かなものとするを目的として、「奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略）」を策定しています。

「第3期総合戦略（2027年度（令和9年度）～2031年度（令和13年度）」においては、人口の長期展望に基づき、本市の人口減少を和らげる取組と、人口が減少しても継続的に活力を維持できるまちを目指す取組を並行して推進していきます。



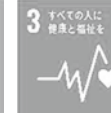




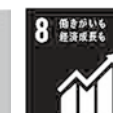










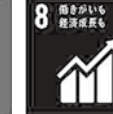









6 SDGsへの対応

2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標（SDGs）は、世界中の「誰ひとり取り残さない」、包摂的な世の中をつくっていくという国際社会の共通目標です。

経済・社会・環境をめぐる様々な課題に総合的に取り組むSDGsの理念は、持続可能なまちづくりに不可欠な視点です。SDGsの目標年度は2030年（令和12年）、第5次総合計画の目標年度は2031年度（令和13年度）であることから、推進方針の施策を推進することが、SDGsの達成にもつながるよう、施策体系とSDGsの体系を連携させるとともに、SDGsが目指すゴールを見据えながら、各分野の取組を進めていきます。

推進方針における施策とSDGsとの対応関係

章	施策	SDGs該当分野
第1章 ひとづくり	(1) 母子保健の推進と子育て家庭への支援の充実 (2) 子育て環境の充実 (3) 学校教育の充実 (4) 教育支援体制の充実 (5) 人権と平和の尊重 (6) 男女共同参画社会の実現	              
第2章 しごとづくり	(1) 観光・交流の促進 (2) 商工・サービス業の活性化 (3) 農林業の振興 (4) 雇用・労働環境の充実	          

<p>第3章 くらしづくり</p>	<p>(1) 地域福祉と総合的な生活保障の推進 (2) 障害者福祉の充実 (3) 高齢者福祉の充実 (4) 医療体制の充実と健康の増進 (5) 地域コミュニティと市民活動の活性化 (6) 文化・スポーツの振興 (7) 社会教育の推進 (8) 文化遺産の保存と活用</p>	
<p>第4章 まちづくり</p>	<p>(1) 防災対策の充実 (2) 消防・救急救助体制の充実 (3) 防犯対策と消費者保護の推進 (4) 環境の保全 (5) 生活衛生・環境衛生の向上 (6) 土地・景観の整備 (7) 交通基盤の整備と交通安全の確保 (8) 住環境の向上 (9) 利水・治水対策の推進</p>	
<p>第5章 しくみづくり</p>	<p>(1) 市民参画と開かれた市政の推進 (2) 行財政改革の推進</p>	

